電気通信事業法第26条(消費者保護ルール)に基づく重要事項説明

※「固定グローバル IP アドレス割当サービス」をご契約いただく前に必ずご確認ください。 当社のインターネットサービスでご利用の端末に対して、1 個の固定グローバル IP アドレスを 付与するサービスです。

電気通信役務の内容

サービス : 「固定グローバル IP アドレス割当サービス」

- ・当社インターネット接続サービスをご利用のお客様以外は、お申込・ご利用いただくことは できません。
- ・お申込みから固定グローバル IP アドレス発行までに、1 週間 ~ 3 週間程かかる場合がございます。
- ・ネットワークに接続できる端末は、1IP アドレスにつき1台となります。また、1住戸につき固定グローバルIP の付与は、1個までと限らせていただきます。
- ・固定グローバル IP アドレス割当サービスをご利用中は、お客様の PC 等の機器が攻撃を受けやすくなりますので、お客様ご自身でセキュリティ対策(ファイアウォールソフトのインストールなど)をお願いいたします。
- ・独自ドメインでの運用は、禁止とさせていただきます。
- ・サーバの立ち上げは、禁止とさせていただきます。
- ・お客様が利用される固定グローバル IP アドレスで「サーバの立ち上げ」「独自ドメインでの運用」「SPAM の発信」「他の端末への攻撃」、その他、不適当と思われる行為を当社が確認した場合、お客様がその行為を行ったかどうかによらず(「踏み台」として利用された場合でも)、ご利用を制限することがあります。
- ・運営上の必要により、割り振られた固定 IP アドレスを他の IP アドレスに変更していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。この場合は、事前にご連絡させていただきます。

お申込み・ご利用について

当月の 22 日までに本サービスの利用申込みをした場合当月受付となり、当月の 23 日から末日までの利用申込みについては、翌月受付となります。

料金について

基本料金:1,100円(税抜1,000円)/月

お支払いについて

- ・クレジットカード払いのみとなります。
- ・ご利用料金は、ご利用月の翌月にご請求いたします。
- ・ご利用料金の請求は、毎月1日~末日までの1カ月単位で行います。
- ・支払いの対象が1カ月に満たない場合でも、日割計算はされません。

契約変更・契約解除に関する事項

- ・毎月 22 日までの解約申請は当月末での解約となり、23 日以降の申請は翌月末での解 約となります。
- ・解約をご希望のお客様は、直接当社まで別途指定する手続に従って、申請をお願いい たします。解約手続を怠った為に発生した費用については支払い頂きます。
- ・当社インターネット接続サービスの提供が終了した場合は、本サービスの提供も終了 となります。

契約変更・契約解除の連絡先 D.U-NETサポートセンター 050-3786-2912

最低利用期間について

契約開始月から2か月

初期契約解除制度

ご利用通知受領後8日間を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。

電気通信事業者名

D.U-NET株式会社

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-11-3 D タワー西新宿

固定グローバル IP アドレス割当サービス利用規約

D.U-NET 株式会社(以下「事務局」といいます)は、当社のインターネットマンションシステムサービスにおいて、サービス利用者に提供する「固定グローバル IP アドレス割当サービス」(以下「本サービス」といいます)に関し、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

第1条(適用)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、本規約の定めが適用されることに同意するものとします。本規約の全文をお読み頂いて、これらに同意した上で、本サービスをご利用頂くものとします。なお、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、サービス利用者および事務局は信義誠実を旨とし、両者協議のうえ解決するものとします。

第2条(定義)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「固定グローバル I P ア ドレス割当サービス」とは、グローバル I P ア ドレスを 固定で付与するサービスをいいます。
- (2)「グローバル I Pアドレス」とは、インターネットで相手と通信するために持つ、ほかのアドレスと重複しない一意の I Pアドレスをいいます。
- (3)「固定グローバル I Pアドレス」とは、グローバル I Pアドレスが変動しない 特定の IP アドレスをいいます。
- (4)「サービス利用者|とは、本サービスの利用資格を有する利用者をいいます。

第3条(本サービスの利用)

- 1. サービス利用者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守することとします。
- 2. 本サービスの利用は、サービス利用者ご本人のみとします。
- 3. サービス利用者は、自己の利用する固定グローバル I P アドレスを管理するものとします。
- 4. 本サービスの利用希望者は、本規約を承諾した上で、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申し込むものとし、事務局がこれを承諾し、手続が完了した時点で本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします

尚、当月の当月の22日までに本サービスの利用申込みをした場合を当月受付とし、当月の23日から末日までの利用申込みについては、翌月受付となります。

- 5. 前項に定める申込みについて、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当することを 事務局が確認した場合、事務局はその申込みを承諾しない場合があり、利用希望者は 予めこれを了承するものとします。
 - (1) 本サービスの利用申込みを行った者が、本サービスの利用資格を有していない 場合
 - (2)利用希望者が指定したクレジットカードについて、クレジットカード会社、代金 回収代行業者、金融機関またはクレジットカードの名義人による利用停止処分 などを含むその他の事由により決済手段としての利用ができないことが判明し た場合
 - (3) 利用希望者が本サービスを含む事務局の他サービスの利用料金の支払いを怠り、 又はそのおそれがあると事務局が判断した場合
 - (4) 利用希望者が本規約に違反し、又はそのおそれがある場合
 - (5) 利用希望者の申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
 - (6) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、利用 申込みの際にそれぞれ、成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていない 場合
 - (7) その他、業務上または技術上の理由で支障をきたすと事務局が判断した場合
 - (8) 前各号に定めるほか、事務局が利用申込みを承諾することが適当でないと判断した場合

第4条(固定グローバル I Pアドレスの付与)

- 1. 事務局は、サービス利用者に対して、本サービスに必要な固定グローバル I Pアドレスを一世帯に対して1つ付与するものとします。
- 2. 本サービスを利用するための端末は、1台までとします。
- 3. サービス利用者は、一度付与された固定グローバル I Pアドレスの変更の請求はできません。
- 4. サービス利用者は、事務局の都合により、固定グローバル I P アドレスが変更される場合があることを了承するものとします。
- 5. 前項のほか、事務局の管理する設備の保守、整備等によりサービス利用者の固定グローバルIPアドレスが変更される場合があることを了承するものとします。
- 6. サービス利用者は、本サービスの解約後に再度本サービスの利用申込みをした場合、 前回利用時の固定グローバル I P アドレスは利用できないことを了承するものとしま す。

第5条(最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの利用契約の開始日から2か月後の末日まで

とし、当該期間中は原則解除できないものとします。

2. 前項の最低利用期間の終了月より以前に本契約の解除をする場合は、本契約の解除成立月から最低利用期間終了月までの月数にサービス料金を掛けた金額を違約金として、事務局に支払うものとします。

第6条(利用料金および支払)

- 1. サービス利用者は、本契約の締結に基づき事務局が別表にて記載する本サービスの料金(以下「サービス料金」といいます)を事務局が指定する方法で支払うものとします。
- 2. 事務局は、サービス利用者に対して 30 日以上前に事前の通知を出すことにより、サービス料金を改定することができるものとします。また、サービス利用者は、自らの責任において、サービス料金の変更通知を確認する義務を有しており、サービス料金が変更された後に、サービス利用者が本契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとみなします。
- 3. サービス料金の請求は、毎月1日から末日までの1ヶ月単位で行うものとします。
- 4. サービス料金は、本契約が成立した日の当月から発生するものとし、支払いの対象となる期間が1ヶ月に満たない場合であっても、日割計算はされないものとします。
- 5. サービス利用者は、サービス料金の支払に関して、本規約に従うものとします。

第7条(本サービスの提供内容の変更)

事務局は、自らが適当と判断する方法で事前に通知又はオンライン上に掲示の上、本サービス内容の全部又は一部を変更することができるものとします。

第8条 (規約の変更)

事務局は、事務局の判断で何らの予告なく本規約を変更できるものとし、サービス利用者は、変更後の規約に従うものとします。なお、変更後の規約は、事務局がオンライン上に掲示する方法により通知するものとし、オンライン上に掲示されたときから効力を生じるものとします。

第9条 (届出情報の変更)

- 1. サービス利用者は、住所、クレジットカード番号、有効期限、その他既に事務局に届出している個人情報に変更があった場合には、速やかに事務局が別途指定する手続に従って変更の届出をするものとします。
- 2. 前項の届出がなかったことでサービス利用者が不利益を被ったとしても、事務局は一切その責任を負わないものとします。

第10条(設備等の準備)

- 1. サービス利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアならびにこれらに付随して必要となる全ての機器の準備、電話回線もしくは移動体通信利用契約の締結ならびに事務局が別途提供している接続サービスへの申込等を、自己の費用と責任において行うものとします。
- 2. 事務局は、サービス利用者が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、事務局の管理する設備、システム又はソフトウェアの改造、変更又は追加をする義務を負わないものとします。

第11条(禁止事項)

サービス利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の各号の行為を行ってはならない ものとします。

- (1) 本サービスで付与された固定グローバル I P アドレスでサーバを設置する行為
- (2) 本サービスで付与された固定グローバル I P アドレスで独自ドメインの運用を する行為
- (3)他のサービス利用者、第三者もしくは事務局の著作権、商標権等の知的財産権 を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (4)他のサービス利用者又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (5) 前二号の他、他のサービス利用者、第三者もしくは事務局に不利益な損害を与 える行為、又はそのおそれがある行為
- (6) 本サービスを他のサービス利用者又は第三者に転売、再販売する等本サービス 自体を営利の目的とする行為
- (7) 不当に回線帯域を圧迫し、ネットワークに過大な負荷をかける行為
- (8) 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為
- (9) 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) その他事務局が不適切と判断する行為

第12条(本サービスの解約)

- 1. サービス利用者が、事務局の別途指定する手続に従って、
- 当月の22日(土日祝日の場合は前営業日)までに本サービス利用の解約申込みをした場合、 当該解約申込みをした当月末日をもって、当該利用者と事務局との間の本サービス利 用契約は解約され、事務局による本サービスの提供を終了するものとします。尚、当月 の23日から末日までの解約申込みについては、翌月をもって本契約は解約されるもの とします。

- 2. 本契約が解約された場合、サービス利用者は、事務局による本サービスの提供が終了する日までに発生する事務局に対する債務の全額を、事務局の指示に従い支払うものとします。なお事務局は、本契約が解約された場合であっても、既に支払われた料金等を、当該サービス利用者に対して払い戻す義務を負わないものとします。
- 3. 事務局は、サービス利用者が本サービスの利用資格を失った場合、当該サービス利用 者との間で締結した本サービスの利用契約を解約したものとみなします。

第13条(本サービスの一時停止および解除)

- 1. 事務局は、サービス利用者が次のいずれかに該当すると判断した場合、サービス利用者への事前通知または催促なしに、直ちにサービス利用者に対し本サービスの一時停止、または本契約の解除をすることができるものとします。この場合においてサービス利用者に損害が生じた場合であっても、事務局は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) サービス料金の支払いにおいて債務不履行が1回でもあった場合
 - (2) サービス利用者が破産の申立てをした場合
 - (3) 本規約に違反したと事務局が判断した場合
 - (4)接続サービスの利用資格を喪失した場合
 - (5)システムの不正使用があった場合
 - (6) 本サービスの運営を妨害し、または事務局の名誉信用を毀損した場合
 - (7)他人の著作権その他の権利を侵害する、またはこれらを侵害するおそれのある 態様で本サービスを利用した場合
 - (8) 第三者もしくは事務局の財産又はプライバシーを侵害するおそれのある態様で 本サービスを利用した場合
 - (9) 公序良俗または法令に反する態様で本サービスを利用した場合
 - (10) アカウントおよびパスワードを不正に利用した場合
 - (11) その他、事務局が本サービスの利用者として不適当と判断した場合
 - (12) 本規約に定める禁止行為を行った場合
- 2. 前項により本契約を解除されたサービス利用者は、当該時点で発生しえる利用料金の支払い等事務局に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。また、前項に該当するサービス利用者の行為によって事務局および第三者に損害が生じた場合、サービス利用者としての資格を喪失した後であっても、損害賠償等すべての法的責任を追うものとします。
- 3. 事務局は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、サービス利用者に対し事前にまたは事後に通知し、本サービスの全部または一部の提供を一時停止できるものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守点検等を定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要な設備に障害等が生じた場合
- (3)戦争、暴動、争乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、労働争議その他不 可抗力により本サービスの提供が困難な場合
- (4) 政府機関の規制、命令による場合
- (5) 電気通信事業法第8条に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしく は電力の供給確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため に、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要がある場合
- 4. 本条の規定に基づきサービスが一時停止または解除となった場合、事務局は、責任を 負わないものとします。

第14条(免責)

- 1. 事務局は、固定グローバル I Pアドレスを利用したサービスの保守またはサポートを 行わないものとします。
- 2. 事務局は、固定グローバル I Pアドレスを利用したサービスに起因して生じた損害等 について、何らの責任も負わないものとします。
- 3. 事務局は、本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者または第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、事務局は、事務局の故意または重過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

第15条(不可抗力)

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、その他事務局の責に帰すことのできない事由による本サービスの全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、事務局は、その責任を負わないものとします。

第16条(準拠法)

本規約及びこれに基づく利用者と事務局の関係については、電気通信事業法その他すべて日本法に基づき解釈されるものとします。

第17条(管轄裁判所)

本規約及び本サービスに関して生じた法律上の争訟については、東京地方裁判所を第一 審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2013年8月1日より実施するものとします。 2022年12月22日改訂

【別表】

1. ご利用料金(固定グローバル IP 1 つあたりの料金です) 1,100 円(税抜 1,000 円)/月